表-1 PCB廃棄物の保管状況 (平成31年3月31日現在)

廃	棄		物	Φ.	種	類	高濃度			低濃度			濃度不明		
	来		190	の	悝		事業所数	保管量		事業所数	保管量		事業所数	保管量	
変	圧 :	器	(・ラ	ン	ス)	418	約1,800 -	台	15,191	約50,000	台	710	約1,900	台
= 2	ノデ:	ン +	ナー	(3	k g 以	(上)	8,507	約47,000 1	台	5,763	約23,000	台	856	約4,000	台
= 2	ノデ:	ン +	ナー	(3	〈g 未	: 満)	1,847	約1,300,000 1	台	1,017	約110,000	台	252	約13,000	台
柱 .	上変	压;	器(柞	主生	トラ	ンス)	-	- 1	台	282	約220,000	台	13	約3,000	台
安			定	Ē		器	9,906	約2,900,000 化	個	665	約64,000	個	801	約58,000	個
Р	С	В	を	含	む	油	512	約810 ト	トン	2,293	約17,000	トン	91	約170	シ
感	Э	E	複	Ī	写	紙	118	約120 日	シ	67	約100	トン	11	約410	トン
ゥ			I	=		ス	1,004	約260 ト	シ	1,367	約320	トン	119	約23	シ
0	F		ケ	_	ブ	ル	_	- 1	トン	67	約1,500	トン	0	0	トン
汚						泥	104	約440 ト	シ	245	約9,000	トン	43	約820	トン
塗						膜	18	約20 日	シ	181	約4,300	トン	6	約11	トン
そ	の		他	の	機	器	322	41,116	台	4,190	34,500	台	178	2,123	台
そ			σ)		他	1,602	約989 ト	トン	3,191	約13,191	トン	338	約381	トン

表-2 PCB 使用製品の所有状況 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

廃	*		44		_	1#	類	高濃度			低濃度			濃度不明		
	棄		物	(の	種		事業所数	所有量		事業所数	所有量		事業所数	所有量	
変	圧	器	(۲	ラ	ン	ス)	109	約230	台	11,022	約40,000	台	1,667	約4,600	中
۵ :	ン デ	ン	サ -	- (3 k	g 以	上)	1,112	約2,100	台	1,194	約3,500	台	1,856	約3,600	台
۵ :	シ デ	ン	サ -	- (3 k	g 未	: 満)	64	約12,000	台	111	約23,000	台	97	約1,500	小
柱.	上変	圧	器(往	上上	トラ:	ンス)	-	-	台	96	約36,000	台	4	51	台
安				定			器	1,397	約110,000	個	-	_	個	275	約13,000	個
Р	С	В		を	含	む	油	8	約0.08	kg	70	約260,000	kg	7	0	kg
感	I	Ξ		複		写	紙	0	0	kg	0	0	kg	0	0	kg
ゥ				I			ス	1	30	kg	2	4,000	kg	2	3	kg
0	F		ケ	-	_	ブ	ル	_	-	kg	86	約360,000	kg	0	0	kg
汚							泥	0	0	kg	1	約0.06	kg	0	0	kg
塗							膜	1	100,000	kg	16	約41,000	kg	1	0	kg
そ	の		他	(の	機	器	18	87	台	1,752	8,134	台	185	758	台
そ				の			他	17	2,230	kg	241	1,091,663	kg	71	7,668	kg

〇表-1及び表-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg は上)」、「コンデンサー(3kg 未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。計上されていない保管量及び所有量の詳細は表3~表15を参照されたい。

OPCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「0Fケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、 $1\ell=1$ kgとして重量に換算して集計した。

〇届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器(トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「コンデンサー (3kg未満) 」は、0.26kg又は0.280、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.90、0.01缶をそれぞれ1個
- ○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。
- O「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。